

デマンド型交通（豊里線）運行事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和8年6月8日

旭川市地域公共交通会議
会長 田島章博

1 担当部署

郵便番号 070-8525
住 所 旭川市7条通10丁目 旭川市役所第二庁舎3階 交通政策課内
旭川市地域公共交通会議 事務局
電 話 0166-25-9851
F A X 0166-27-3466
電子メール kotsuseisaku@city.asahikawa.lg.jp [要着信確認]

2 業務概要

- (1) 事業名 デマンド型交通（豊里線）運行事業
- (2) 業務内容 神居町豊里地区及び西丘地区と、神居中心部及び旭川駅周辺を結ぶデマンド型交通の運行
- (3) 運行期間 令和8年10月1日から令和13年9月30日までの5年間

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 運行開始までに道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）の許可を取得している事業者で、利用者からの予約により、旭川駅周辺及び神居2条10丁目付近と神居町豊里地区及び西丘地区を結ぶ運行を5年間行う意思があること。
- (2) 旭川市内に本店及び営業所を有し、現に道路運送法第2条に規定する旅客自動車運送事業を営業していること。
- (3) 受付、配車、運行など、デマンド型交通の運行に関わる一連のプロセスを自社で行うノウハウがあること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）並びに特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により輸送施設の使用の停止処分又は使用制限（禁止）処分中の者でないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

4 実施要領等の交付期間及び方法

デマンド型交通（豊里線）運行事業に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和8年6月8日（月）から令和8年6月18日（木）午後5時まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭川市ホームページからのダウンロードにより交付する。

旭川市ホームページURL

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/452/453/455/d084173.html>

5 参加表明手続

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年6月18日（木）午後5時まで（平日の午前9時から午後5時）

イ 提出場所 1に同じ

ウ 提出方法 持参（郵送、電子メール又はファクシミリでは受け付けない。）

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格を有するものに、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を要請された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年7月1日（水）午後5時まで（平日の午前9時から午後5時）

イ 提出場所 1に同じ

ウ 提出方法 持参（郵送、電子メール又はファクシミリでは受け付けない。）

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件に定める要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 特定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 次期運行事業候補者の特定

デマンド型交通（豊里線）運行事業プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本事業の次期運行事業候補者として特定する。

8 次期運行に向けた手続

特定された次期運行事業候補者は、1の担当部署と当該事業について協議を行い、内容について合意の上、当該事業の運行計画を作成し、旭川市地域公共交通会議の承認を得る。

特定された次期運行事業候補者が資格要件を満たさなくなった場合や特別事由により手続が不可能となった場合は、次点の次期運行事業候補者と交渉する。

9 その他

本事業の詳細及び公募に関する条件については、デマンド型交通（豊里線）運行事業に係る公募型プロポーザル実施要領を必ず確認すること。